

【特集：環境をめぐる言説空間】

「害獣」の存在と不在

——ニホンザル問題における多元的な言説空間——

丸山 康司

1. はじめに

下北半島のニホンザルの保護管理についての審議会の終了後、ある委員が「やっぱりサルは殺せないんだ」とつぶやいた。この委員は審議会の席上においても、「それでサルの害が無くなるのですか」と発言している。これはサルの保護とサルによる被害の防除を両立させるために、専門家からの提案について議論している場での質問である。

ところが、この委員はサルに対して憎悪を抱き、サルの排除を強く希望しているわけではない。機を改めて行った聞き取りの際には、自分自身はあまり被害に遭っていないし、それほど大きな関心事ではないとも語っている。むしろ子供の進学や就職の方が気がかりであるという。あるいは、人が森に入ったことがサルの問題の原因であり、個人的には森林への干渉を控えるべきだと思ふときがあるともいう。一見すると、この委員の発言には一貫性がないように見える。ある時は排除を望み、ある時は共存を望み、また大きな関心事ではないともいう。

こうした一貫性の欠如はこの委員個人の特性というわけではない。同様の矛盾は他の住民の語りの中に発見することも可能であるし、集団としての地域住民の主張や行動の中にも存在する。この地域において絶滅が危惧されていたサルが発見された約40年前から継続的に存在する《矛盾》であるようにも見える。そもそもサルが発見されたきっかけは農作物への被害であったが、被害対策への陳情と同時に地域住民によるサルの保護活動が開始されている。畑の作物を

食べるサルを10分程度は何もせずに住民が眺めているという光景もさほど珍しいものではなかったという。拡大した被害に対して国レベルでの対策を講じる場において、予想に反して「自分達のサルたちがみなさんの畑を荒らしていることは申し訳ない。どうか自分達のところに追い戻してくれ」という発言がなされたこともある [高橋, 1982]。

2000年から2001年にかけてはサルの人家侵入が大きな問題となっていたが、この時にも《矛盾》は存在した。人家侵入を繰り返すサルを「殺して欲しい」という意見は少なくなく、排除を望む意見が多数を占めていた。テレビメディアなどもこの問題に注目し、捕獲と保護を巡る地元住民と国や県の行政の対立として紹介した。最終的には侵入を繰り返す特定個体を捕獲するという対策がとられたが、この際に地域住民は予想外の行動をとった。実際に人家侵入を繰り返したサルを捕獲し、「お仕置き放獣」^①を実施する段階になって、被害が一番顕著であった地域の住民は、それまでとは全く異なる反応を示した。被害を受けた住民が直接手を加えることによって、「お仕置き放獣」の効果を高めることが期待されていたが、住民はむしろサルに同情的であった。サルを捕獲するまでは、その場の状況を眺めていた住民も「お仕置き」が始まる段階では家に入ってしまった。さらに、「そこまでしなくても」「かわいそうでできない」「逃がしてやれ」といった発言をするものはいても、直接「お仕置き」をしようとするものはいなかったのである [磯山, 2001]。

その一方で、これらの《矛盾》は地域住民とサルとの間に存在するある種の近さの現れであり、これが両者の共存を可能にしてきたとも考えられる [丸山, 1997; 1999]。この意味では、《矛盾》こそがサルとの共存を可能にしていたといえなくもない。だが、《矛盾》の存在は外部の人間による地域住民への理解を困難にしている要因でもあり、周囲の無理解が地域住民の行動に見られる《矛盾》の原因になっているとも考えられる。いずれにせよ、この《矛盾》を明らかにすることは、「自然との共存」を語る上でも、環境正義などこれに関連する問題を扱う上でも重要な課題になる。

地域住民の主張や行動に一貫性がないということは、地域社会学や環境社会学における諸研究によって指摘されてきた。特に生活環境主義 [鳥越・嘉田 編, 1984; 鳥越 編, 1989] においては、必ずしも論理的ではない人間の感受性の問

題に経験論の立場から接近し、住民（集団）の「言い分」と「人びとの心」を社会的文脈や地域社会における独自の論理と関連させながら理解する方法を明らかにしてきた。また、これを理解する方法だけではなく、積極的な評価を与えようとしてきた。

こうした方法に従えば《矛盾》の中に存在する一定の論理を発見することが可能になり、論理的理解も可能になる。例えば、冒頭に紹介した委員の発言は会議における議論そのものへのある種の反発として理解可能になる。あるいは地域住民とサルとの関係についても、「困っているものは助ける」という論理が存在し、状況に応じて対象が自分達であったりサルであったりしていると理解できる。こうした意味では「人びとの心」を理解する手法の功績は明らかである。ただし、その一方で《矛盾》を生み出す状況そのものについての議論は多くない。《矛盾》の存在は分析視点の取り方に過ぎないとすれば、そうした《矛盾》を生み出す視点そのものに内在する論理にも矛盾が存在していることになる。つまり《矛盾》を生み出すのは、対象だけではなく分析主体や分析視点そのものの矛盾、あるいは《矛盾》を顕在化させる分析視点を生み出すような社会状況との相互作用によるものではないかとも考えられる。

以上のような問題意識に基づき、本稿においては《矛盾》を生み出す相互作用を、言説空間の不整合・拡散・併存、さらには相互に矛盾する言説空間をつなぐ際に発生するバイアスの問題として理解することを課題とする。対象とする課題はニホンザル問題^⑨に関する地域住民の語りと政策決定過程における言説の不整合である。

本稿は以下のように構成されている。まず、生活環境主義の方法論を紹介しながら、「人びとの言い分」としての「納得と説得の言説」[松田, 1989]について検討する。ここでは、論理的な一貫性が存在しないという意味で理解困難である地域住民の語りを把握する方法の概要と問題点を明らかにする（第2章）。続いて第3章においては、地域住民の語りを紹介しながら地元地域における言説空間の特徴を明らかにし、同時にここでは《様々なサル》が存在していることを明らかにする。こうした語りに現れるような言説は、政策決定の場や生態学的な問題理解の場においては、不満という「言い分」として扱われるか、単なる沈黙として扱われてしまう。第4章ではこうした扱いが可能になってし

まう原因を、復層的なニホンザル問題の構成と、これらの相互矛盾という視点から明らかにする。最後に、本稿の課題を自然保護の多様化という状況の中に位置づけ、今後の展望を図る。テーマの大きさに比して、ささやかな試みにならざるを得ないが、本稿を通じていくつかの視点を提示したい。

2. 「人々の心」は理解可能か

2.1. 生活環境主義における生活世界

生活環境主義という考え方が提示されたのは1980年代初頭である。開発と環境を含む環境政策全般において、対象地域の住民の生活に対する配慮を欠いているという問題提起を目的とした対抗パラダイムである [鳥越, 1997:45]。ここでいう「生活」とは「生存」(survival) に対する概念であり、人間の日常生活を成り立たせている総体を意味している [鳥越, 1997:13, 41]。

環境の問題は普遍的な問題であると同時に個別具体的な問題でもある。この2つは例えば二酸化炭素の排出量のように、全体（地球環境）一部分（個々の社会経済活動）という図式によって把握できる場合もあるが、こうした理解が困難な場合もある。特に、自然環境を巡っては全体一部分という図式が十分に機能しない場合が少なくない。同一の自然物であっても人間との関係が異なれば、個々の関係性に応じて多様な価値が構成されているからである。また、単に価値が多様であるだけでなく、共役不可能であるような多元的な価値が併存している場合もある。例えばユネスコの世界遺産として登録されている白神山地の入山規制問題はこうした問題の典型的な例の一つである。白神山地という自然環境には、国有財産としての自然、(世界的な) 学術的価値を持つ原生的自然、地域の生活環境としての自然、旅行先としての自然といった様々な関係性があり、これらに応じた様々な価値が存在する。また、多様な価値に応じて多様な主張が交錯している。これらの主張は議論を重ねれば必ず一定の合意に達するわけではなく、議論の不整合を再生産してしまう場合もある。こうした議論においては政治力の有無が影響するため、多くの場合は全体社会で共有さ

れている論理や価値が優位な位置を占めることなる。

自然環境の問題のみならず、水環境や廃棄物問題など普遍性と個別性の不整合が存在する課題は少なくない。生活環境主義は、こうした状況において生活者の立場を重視することを主張した〔鳥越 編, 1989〕。普遍的な問題として環境の問題を扱う態度を近代技術主義、あるいは自然環境主義とした上で、こうした態度の根拠となっている科学主義を相対化する。同時にこれらに対置させる形で当事者視点を重視する立場を生活環境主義としたのである。現在においても科学主義的な問題構築や問題解決が優位である場合も多く、生活環境主義の有効性は失われていない。また、1980年代の状況を踏まえればその意義は高く評価すべきであろう。

こうした立場性を強調するため、生活環境主義における諸研究は主として次の二つを対象とする。一つは生活世界の固有性に関するものであり、生活現場における論理や行動様式そのものを明らかにすることと、これらを明らかにする方法論についての議論が中心となっている。もう一つはその固有性の持つ意味に関する論考であり、生活世界における環境保全機能を明らかにしたものやイデオロギーとしての科学主義を批判したものが存在する。これらは相互に補完するものであり、独自性を持つゆえに尊重すべきであるという主張と、尊重すべきであるがゆえにその内実を明らかにするという二つの立場を生み出す⁹⁾。やや強引なまとめではあるが、前者はより規範的であり、後者はより分析的であるといえるだろう。両者が一体となって一つのパラダイムを提示している点が、生活環境主義の特長である。と同時に、このことが生活環境主義の理解を困難にする原因にもなっている¹⁰⁾。また、規範概念と分析概念の一体性は、両者の混同や恣意的な採用といった批判を招きやすい。ただし、この一体性は生活環境主義という実践の学問としての立場を明らかにするために、方法論の普遍性や整合性をある程度犠牲にしているためではある。また、こうした思想負荷性についても自覚的であるため、問題化すること自体に意味がない¹¹⁾。

議論の余地があるとするれば、地域住民の感受性を理解可能であるとする状況と適応範囲の設定であろう。生活環境主義が当初注目していたのは開発と地域住民、あるいは自然保護と地域住民という課題であった。このため、研究対象や方法論の議論はこうした状況下における地域住民の言説や行動に関するもの

に集中している。

2.2. 言説空間としての生活世界

鳥越は経験を基盤とする生活意識に注目し、これに応じて生活世界が形成されると同時に、具体的な行為を行う際の判断根拠となる知識として活用される「日常的な知識」を構成しているという。「日常的な知識」は個人の体験知、生活組織内での生活常識、生活組織外からもたらされる通俗道德の三つの複合によって構成される〔鳥越, 1989:31-32〕。体験知は、具体的な経験に基づいて獲得される知であり、個人的に獲得されるものである。生活常識は空間的境界が明りょうな地域的生活組織によって与えられる教育を指し、自分達の日常生活をうまく送っていくために必要な、生活組織自らの知恵の累積であるといえる。体験知と生活常識は地域的な固有性が存在する可能性が高い。これに対して生活組織外からもたらされる通常道德も、内面化された場合には「日常的な知識」の構成要因になる。鳥越の議論においては、体験知、生活常識、通常道德という三つの要因相互の関係についての詳細は明らかにしていないが、理念型としては、この三つの要因は相互に影響を与えながら、全体的なまとまりとしての「日常的な知識」を構成することになる。さらに、通常道德と同様に生活世界の外部からもたらされ内面化された規範としての機能を持つものとして、「マスコミ先導型の知識」〔嘉田, 1995〕や「産業主義的知識」〔桜井, 1989〕をつけ加えるべきだという主張もある。個別につけ加えるべき要因はこの他にも存在する可能性があるが、さしあたり「日常的な知識」を構成しているのは、個人の体験と生活地域内外の社会規範のうち内在的に獲得されたものであるとまとめることが可能であろう。

「日常的な知識」そのものは実体を伴うものとして観察することは困難であるが、意思決定を通じて生成された具体的な行為として理解することは可能である〔鳥越, 1989:31-36〕。意思決定を経ない段階における「日常的な知識」は論理的な整合性を持っているとは限らないし、持っている必然性も無い。また意思決定^⑨そのものも、しばしば直感的に行われており、論理だけで理解が可能なのわけではない。ただし、個々の行為の潜在的な選択肢としての「日常的な知

識」と意思決定のパターンの組み合わせとして理解することは可能である。

鳥越はこうした行為を自界（と同時に他界）の構成という視点から接近し、

個別の意識を持ったものどうしが、ある問題やテーマが生じたときに、共通の自界をもつ者達と連合する。（中略）この自界は他界があつてはじめて明瞭に存在し、または自界は他界との個別の“交流”をしつづけることによって、固有性を確保する。[鳥越,1997:39]

と指摘する。つまり「言い分」（自己納得と他者説得を目的とする言説）と言説空間は同時に発生するものであり、こうした言説は客観的に理解可能であるとする。これが「人の心はわからないが、人々の心はわかる」とする所以である。

松田 [1989] は鳥越の議論を発展させ、「言い分」を「納得と説得の言説」というイディオムのとした上で詳細を論じている。松田は、ふるまい—語り—担い手—意味秩序の構造という体系的な理解を批判し、言説を秩序や構造の必然的帰結として理解する態度そのものを否定する。むしろ、意味や担い手などの背後関係から切断された無秩序な言説の束としてイディオムインデックスが存在するというだけであるという。つまり地域住民の行動が非論理的なわけではなく、論理的な体系に価値を置く分析視点に問題があるとする。イディオムインデックスは自在に生成消滅し変化しうる性質を持つが、その中から地域生活者の生活の便宜に応じて選択されたものが実際の語りになる [松田,1989:120-125]。

2.3. 「言い分」論の問題

以上のような分析視点は、地域住民の語りの中でしばしば現れる〈矛盾〉の背景に存在する論理を説明する方法として評価すべき点は多い。例えば嘉田 [1986] が指摘したように、流域下水道計画から脱退し、生態学的に良いとされている土壌浄化法を採用したある町の判断は、地域社会内部の政治問題や、汚水問題の特殊事情によるものであることは生活の便宜にほかならない。また、対立が存在する状況で論理的に回収困難な議論が延々と続くような事態が存在

することや、こうした議論が非論理的とも思える「落としどころ」によって決着するというのも「納得と説得の言説」によって説明可能である。あるいは、第一章で提示したサルに関する地域住民の語りや行動に見られる《矛盾》も、それぞれある状況における自己正当化や感情表現を目的としたものであるという理解が可能になる。

その一方で、厳しい対立が顕在化していない状況を理解する方法としては不十分な点もある。一つは生活環境主義は経験論を重視しているものの、「説得と納得の言説」の議論は目的合理性や価値合理性の枠を大きくは出していないのではないかという疑問がある。例えば松田については「イデオロムを操る」という表現がしばしば現れる。また鳥越も松田も住民の行為の背景には、複数の「選択肢」が存在するという。経験論的なアプローチによって複数の潜在的な選択肢が存在していることを明らかにしたことの持つ意味は決して少なくないが、選択肢→選択という過程の捉え方には問題があるのではないだろうか。鳥越がいうように「人びとはすでにできあがった『言い分』の論理で動きはじめる」[鳥越, 1997:40] であるとすれば、《選択》といえるほど自覚的、主体的な行為であるのかという点については議論の余地がある。当然のことながら、「言い分」の分析は「調査が可能な枠組み」[鳥越, 1997:40] という留保に基づいているということは理解すべきであるが、例えば沈黙という行為を分析する枠組みとしては不十分である。

「選択肢」の存在が必ずしも明らかではないとすれば、「日常的な知識」の存在についても議論の余地があるのではないだろうか。特に体験知については詳細な議論が必要であろう。これが二つ目の論点である。「言い分」論においては、個人の経験から抽出されたものが生活意識を構成し、これが転化したものが日常的な知識として存在していることになる [鳥越, 1997:32]。その一方で、「言い分」によって自界と他界という言説空間が形成されるとすれば、言語化される以前の「日常的な知識」はどのようなものなのであろうか。生活常識や通常道徳は社会的に共有されているものであるから、観察も可能である。また、実態は必ずしも明らかではないとしても常に存在しているともいえよう。だが、出来事としての経験はすでに存在しているとしても、それがその時点や比較的短い時間的経過の中で生活意識に結びついているとは限らない。「言い分」論に

おいては、この詳細はブラックボックス化した上で「言い分」から類推可能な範囲で理解可能であるとしている。逆にいえば、「言い分」が言語化されると同時に体験知や体験知と結びついた「日常的な知識」が形成されている可能性がある。特に、個人の体験知に関しては言語化される時点で事後的に構成される形で経験が生活意識に転化していると考えられるのではないだろうか。

このように考えるのは、次章で紹介する住民の語りの中に多くの《矛盾》が存在し、むしろ《矛盾》こそが常態であるとも考えられるからである。聞き手との間で動的に生成される会話の文脈に応じて一見脈絡のない「言い分」が展開される。こうした意味では「言い分」論における「日常的な知識」そのものは独立して存在しているのではなく、他者との間主観性を構成する段階において初めて顕在化しているとも考えられる。これは自己のあり方に対する問いでもある。世界的存在である自己は、他者との関わりを持たずに存在することはできない。こうした意味では、ある経験をする、あるいはその経験を誰かに語るという行為は、自己の体験知として位置づける行為であると同時に、そうした体験知を持つ自己を他者に対して明らかにする行為である。つまり、「言い分」は主体によって発せられると同時に、主体そのものの揺らぎを表現する行為でもある。

このような揺らぎを持つ「言い分」は、通常は沈黙として扱われているものであり、聞き手の存在を前提とする。このため、生活環境主義が想定している集団的意思決定と集団の構成という状況とは大きく異なり、これとは別の枠組みで捉える必要がある。この課題は、理論的にも実証的にも膨大な議論を必要とするが、まずは地域住民のサル体験を紹介しながら次章において検討を試みたい。

3. 《様々なサル》の存在

3.1. 被害と被害感情の差異

語りについての検討を始める前に、地域住民の語りにおける《矛盾》の所在

を明らかにしておこう。本稿の冒頭でもこの点については若干触れたが、個別の状況における行動や発言が相互に矛盾していることが問題なのではない。こうした矛盾は生活環境主義における「生活の便宜」によって説明可能である。むしろ語られた経験における揺らぎとしての《矛盾》を対象として扱っている。

表1は地域住民への聞き取りに基づいて、サルによる被害と被害感情の対応を示したものである¹⁰⁾。被害の程度と被害心情には、ある程度の相関が存在しているが、大きくずれている者も存在する。数としては多くはないものの、被害と被害心情とが必ずしも連動していないということが予想される。こうした被害と被害心情の分離は聞き取りを行った地域住民全体の傾向として指摘することも可能である。語りの中でサルとの関わりが多い者ほど、被害と被害心情とが一致しない場合が多い。この不一致度は利害と被害感情の指標の差の絶対値であり、例えば被害が顕著であるにも関わらず被害感情が弱い場合には不一致度が高くなる。いずれにせよ、サルとの関わりの多寡の影響によって、こうしたズレが発生していると考えられ、迷いやためらいとして理解が可能な揺らぎが存在していることが予想できる(表2)。それでは、こうした揺らぎのあり方を見てみよう。

ここで紹介するのは、表1に見られる利害関係と被害感情との不一致度が高い住民である。彼らとサルとの関係は多様であり、サルに対して抱くイメージも多様である。生態学的には単一の存在であるサルも、地

表1 経済的利害と心理的利害

		心理的利害							
		-3	-2	-1	0	1	2	3	計
経済的利害	-3		1		1				2
	-2	1	2			1			4
	-1		3	1	1	1			6
	0			1	2	1	1		5
	1				2	1	1		4
	2					1		1	2
	3				1			2	3
	計	1	6	2	7	5	2	3	26

表2 サルの関わりの多寡と被害感情の不一致度

		経済的利害と心理的利害の不一致度				
		0	1	2	3	計
関わりの多寡	1				1	1
	2		5	1		6
	3	5	4			9
	4	2	2	1	2	7
	5	1	2			3
	計	8	13	2	3	26

域住民の視点から見れば《様々なサル》が存在していることになる。ここでは地域住民の語りの中に現れるサルの類型を試みながら、事後的に形成される体験知と揺らぎとしての《矛盾》を明らかにしたい¹⁰。

3.2. サル経験の多様性と多義性

農作物に被害を与え、場合によっては人家に侵入する。その意味では紛れもない《害獣》ということになる。その内容は、物理的な被害に限定しても様々である。

この中さ入って、ごろった糞残してぐべ。(A氏)

リングとか、なんだとが、ここが置き場だごで、家さ、あまりおかねえで、ここさリング5箱も入れでおぐどぎある。そんな時に、やられてまる。めちゃくちゃよ。なんも食われるもんでねえ。猿のためにあるった(あるような)もんださー。(A氏)

子供だの女の人はあ、特別やられてまる。わんど(私が)いれば、おっかながって逃げでまるったって(逃げてしまうといっても)、子供だのいればとっかがって来る。(A氏)

畑はやってない。昔はやったったって。結局やられてまる。せばは、ついでねば(ついていないと)、どうにもなんねえもん。それだはんで(そういうことなので)、畑もつくったって、どうにもなんねえっきゃ。(A氏)

餅でも何でも、神社だのそごら、全部荒らしてまる(しまう)もんだもの。神社もなんもビチっと鍵かっとなねばまいね(いけない)。縄でかけてこうして、戸開ければ、あぐらしてまるもの。ほんでもって絨毯もなんもはあ、糞でまっつかれねぐしてまる(使えなくしてしまう)。寺のおめ、寺だっきゃ、あの上の方の寺の石の仏さまだごで、あれんど転ばして、首もいでまった。みがん(ミカン)だのこう、荒らすっきゃ。それ荒らすね、なんも、戸もなんもぶっ壊してまる。どうもなんねえ。(A氏)

追い出すってば（追い出そうとすれば）、まずぼる（追い掛け回す）じゃない。そいで――生懸命あっちゃこっちゃやってだっきゃ（やっていたから）、裏の方さこう行ったからさ、裏のドア開けて出してやったのさ。もう1回はさ、家の旦那もいだんだけど、今度こっちまで（居間まで）来たわけさ。ここまでくれば逃げられないごでさ。そごさ、まだ戻って行ってさ、その時は玄関から出たのかなあー。入られる家はだいたい決まってるんだよ。そこに結局ものあるはんで（物があるの）でさ、仏壇ある場所とかも憶えちゃってで、本当に被害受ける家は多いよ。小屋さ、カボチャとか置いてれば持ってっちゃう。かなりやられた人は、集団で入ってお土産置いて行かれたりとかさ。大変だったみたいだよ。（B氏）

家の中に糞をしていくんですよね、サルね。あれがねえ。うちはねえ、あの、外にあれしてて、そういう被害にあっている家もたくさんあります。すごい臭いなんですよ。あの臭いを嗅ぐと畜生だって皆が言うんですよ。もうそういうものは、カーペットでも何でも全部捨てるのね。臭いがとれないんで。だから、あの糞の臭いはもう本当にあの畜生だ、畜生だって。だからそこが人間と違う所だってね。（C氏）

畑の作物を荒らす、人家や倉庫の食料を盗む、糞をする、あるいは女性や子供を威嚇するなど、サルによる被害は顕著である。その一方で、被害は被害として認識しつつも、それに対する反応は一様ではない。上に紹介したA氏も時には笑いながら被害を語る。中には被害を許容していると解釈できるようなものもある。ただし、こうした被害の許容は必ずしも積極的な受容というわけではなく、ある種の諦めに近い。再び住民の語りを見てみよう。

昨年だか、今年だか、電気まわしたのある。網張って。なあに、通じねえね、あれんどだっきゃ（あいつらには）。あらんどの方が頭良いじゃ。（A氏）

今、やってら奴の話きげば、下掘ったり、上から飛んできたり、ち

ちゃんと電気のあるごわがって（電気のあるところがわかっていて）、入ってるごさは触んねえんだ（笑）。（A氏）

あんただち大学生より、大学出るよりっきゃ（出るよりも）頭いい（笑）。（A氏）

どっかさ隠れでんだ。ピクラっとも、カサらっとも動かねえんだ。して、ほいで、しばらく見でだっきゃ出で来た。なも話になんねえ。（A氏）

あつまだきたがって（頭にはきたけど）、いまだばそんな格好だ。あぎらめでら、あぎらめでる。あぎるだけ喋ったし、なんも村では、毎日対策してるったって。県さいったって、国さいったって駄目だって。（A氏）

（畑には）電気柵やっても入ってくるんだよね。網の中から入ったりとか。ハウスとか作ればいいんでないがっていうんだけどさ、ビニールやったらそれほひっかいで穴開けちゃってね。（B氏）

慣れたなあー。あとこら辺で作って売る人ってそういないわけさ。漁業主だはんで、自分たちで食べるくらい。あきらめ、共存みたいなもんだべのおー。あきらめっていうが許してるっていうが。（B氏）

犬飼っていますけど、サルとかああいうのには仲間だと思って。カラスも一緒に、あの犬のご飯食べてます。サルと一緒にと、それからカラスもあの犬と一緒に。あの犬バカなもんで何も役に立たないんです。（C氏）

こうしたあきらめは、自衛的なサル対策や行政による対策の効果に一定の限界が存在することから発生しているものではある。だが、被害以外にもサルとの関係が存在している結果、他者としての存在感が明確になっていることが影響しているとも考えられる。そうした個々の局面において、サルはかわいい動物でもあり、同じ土地に暮らす生き物でもあり、地域のシンボルでもあり、というように多様な評価を受けている。

人いでも入ってくるもの。わんど（私が）ほれ、しょーねーべ、正

月だば、正月だっきゃ。元日に朝一番最初に挨拶に来たの猿だね(笑)。

(A氏)

初めの珍しいあだりだば、パヤパヤ(ほちほちと)やって来たあだりだば、ちよつとこう、ほら、めんこがって(かわいがって)やったりのさ。家の孫だち、まだ今6年生だばって、生まれで、4歳が3歳、4歳のあたりだば、今はメシくちゅうどごの(食べてる場所の)戸、あげで(開けて)、伸べればとるのよ。上がってくれば入ってきて、写真とるのもあった(笑)。(A氏)

獲る気があれば、簡単だもんだね。なんも食い物おげば入ってまる(入ってしまう)もんだもの。網かげでまれば(しまえば)、すぐだね。網だば、網すぐ絡まってまる。けど、人殺すったもんだ(人を殺すようなもんだ)。あれさ睨まれば、なんとなく、あの一、人間とひとつ(同じ)だっきゃ。(A氏)

腹減るもんだもの。もの食ってがねばまいね(食べていかないといけな)。人間リングだの食ってるもんだもの。生まれできたかわらしこさ(子供を)食わせねば。(A氏)

やっぱり猿も食べるために必死だっきゃ。春先になれば子供産むでしよ。冬に生むんだびょん(だろう)。それで春先になればちっちゃい子猿抱いでる猿さんいるんだいの。売ったりする野菜じゃないからさ、私はね。だはんで(だから)食べられてもまあ、そりゃ憎たらしいけど、でも学術的な北限の猿ってこともあるがら。(B氏)

かわいいよおー。あの子猿とか見れば。春先になればいっぱい下がって来るのさ。そこの電線で綱渡りやるんだよ。(B氏)

私はサルのおかげでこの僻地にいろんな人がいらして下さるのを喜んでます。この僻地にこういうサルとか何かなかったら、誰もいらっしやらない。過疎化、その一方ですので、サルにはそういう点は、いろいろ被害も受けてますけど、そういう面では感謝しています。サルに被害を受けた、あれだこれだって調査に来て皆さんがいらして下さるから、出入りが、あー、交流とか出入りがありますけど、有名なサルでもなかったら、皆さんいらして下さいませぬよね。被害は被害

「ただ、そういう面では感謝しています。(C氏)」

「天然記念物にする必要はあると思いますよ。あの一、すんごくかわいいなとか、ねえ、すてきなあとと思う場面がいろいろあるのよね。」

(C氏)

「このように、多義的であるがゆえに他者としての存在感が明確であることも、サルによる被害を許容する要因にはなっている。ただし、必ずしも積極的にサルと共存しようとしているわけではない。以下に見られるように、サルがいなくとも、それはそれで構わないし、むしろ排除できればそのほうが望ましいと思える場合もある。」

「ただ、天然記念物だはんで(なので)、それに、かってまいってまってるね(却って参ってしまうね)。それでねえば、いつからやつつけまってるね(やつつけちゃってるね)。天然記念物でなければやってたべー。(サルを自分たちで退治しないのは)警察にひっぱりいでまるもんだもの。だあへばやるって(笑)。(A氏)」

「でもこれなくなれば1番いい。苛められねえもんだものなあ。(A氏)」

「どっかさ移転させでまるが、島、大きいば、も少し大きい島あれば、そごさ連れでって放してまればいい(笑)。(A氏)」

「本当は、あの一人間とサルが共存して生活できることが一番の希望だけでも、それはなかなか無理じゃないかと。うーん。難しいんじゃないでしょうか。それに私が脇野沢に来たあたりは、こう頻繁にサルは降りてこなかったんですよ。サルはサルの世界があって、そして、あの、人間には未開の山と人間のあれの境界線みたいのが昔はあったんです。(C氏)」

「増えすぎだとは思いますがね。それがあの脇野沢のサルは、国の天然、あれ(記念物)なので殺したりそういうことはなかなかできないのですねえ。あの一、あれだけど、またねえ。こういうこと(人家侵入の問題)になればいろいろな問題もあるだろうし。(C氏)」

これらは天然記念物制度に対する不満であるという解釈も可能かもしれない。ある程度の被害は許容するという態度が存在することは既に紹介したが、その一方でサルの価値や関わり方が制度によって一義的に規定されていることに対する違和感も存在するのではないだろうか。

サルの問題は独立して存在しているわけではなく、地域におけるその他の問題とも関連している。例えばA氏が「景気悪くなればなるほど、猿は大変なことになる。景気いいときだば、何されでも、何も大丈夫だったって。こういう時代よ。」と指摘するように生活に対する不満感によってサルの問題が強調される場合がある。他の住民も、タラ漁との関係で、タラが捕ればそれほど気にならないという指摘は多かった。あるいは、B氏が「村で不満なのは人間関係。サルだば（だったら）物取られで、それで終わりだけどもね…」と指摘するように、逆に生活に対する不満感によってサルの問題が相対化される場合もある。

以上から明らかなように、3名それぞれが多様なサル経験を持っている。経験の内容、あるいは語りの内容そのものは、そのいずれもがある意味では心情の表現であり、ある意味ではそのいずれもが断片的な表現に過ぎない。つまり、迷いやためらいとして表現されるようなゆらぎを含む総体として、彼らの体験知が存在している可能性がある。また、彼らの発言の全てが間わず語りに披露されたものでは無いということにも注意する必要がある。聞き手の問い掛けをきっかけとして語られたものは、その時点で初めて具象化した経験であり、それ以前には体験知としては存在していなかったとも考えられる⁽⁹⁾。だが、少なくとも聞き取りという場を設定することによって《様々なサル》が存在する言説空間の所在そのものは明らかになったといえよう。

4. 《様々なサル》の不在

有害鳥獣問題全般や他の地域におけるニホンサル問題と比較すれば、この地域における問題は注目度が高く、比較的多様な議論が展開されてきたといえる。だが、それにもかかわらず、ここで紹介したような《様々なサル》の所在は明らかにされてこなかった。相互に矛盾する言説空間の不整合という問題と、こ

れらをつなげる際のプロトコルの問題という視点から、その原因を明らかにしよう。

《様々なサル》が存在する言説空間は、明解な「言い分」を伴わないため政策に対する不満として表現されることはあっても理解が困難な場合も少なくない。また、必ずしも具体的な発言を伴うものでもないため、単なる沈黙として扱うことも可能であり、またそうされる場合も少なくない。

こうしたことが可能である背景には、ニホンザル問題が社会問題として構成される過程そのものに存在する言説空間の不整合がある。一つは行政的なニホンザル問題の捉え方によるものであり、もう一つは生態学的なニホンザル問題との不整合によるものである。政策的な議論の場面においては両者が一体となる場合も多い⁽¹⁾。

地元市町村の行政職員がニホンザル問題の当事者として意識する住民は、(サルからの被害を受け、そのことに対して不満を表明している)住民である。このため、当然のことながら地域住民の被害感情が強調され、「皆、サルなんかいなくなれば良いと思っている」という印象が強くなる。もちろん、そのような「言い分」は間違いなく存在するし、それを望んでいる地域住民が一定数存在することは否定しない。問題は「言い分」への対応を中心に行政的なニホンザル問題が構成されてしまうことである。

行政的なニホンザル問題においては、異議申し立てが解消されることが政策としての妥当性などと同等の重みを持つ。異議の解消は、政策を立案する段階においても政策を決定する過程においても重視される。異議申し立てによって問題が構築された後に、政策的な対応についての検討が始まるが、最終的には様々な利害関係者の異議が存在しない状態へと収斂されていく。このため地域住民の「言い分」について、その背景まで含めて理解されることは少ないし、政策議論の場における沈黙は無視することも可能になってしまう。

政策議論の場において行政的なニホンザル問題が構成される原因は、行政職員個人の人格やいわゆるお役所仕事とは別次元の問題である。自然保護を目的とした制度やこれに関連する異議申し立てが存在し、これに対応する責務が発生する限り、異議の解消を目的とした言説空間が構成されることになる。

《様々なサル》を不在にしてしまうもう一つの要因は、生態学的なニホンザル

問題の構成にある。サルは生態系のアクターとしては多様な機能を持つが、生態学的には捕食関係を始めとする物質的な関係性に基づく理解に概ね限定されている。また、人間との関係においても同様の方法が適用されるため、同一地域における競合として扱われることになる。こうしたニホンザル問題の構成においては、人間とサルが競合する局面以外の関係を扱うことは困難であるし、この枠組みの中で人間の心理を扱うことは不可能である。敢えてこの枠組みの中で人間の心理を扱うとすれば、被害感情は経済的被害に付随するものとするしかない。実際のところ、経済的被害が地域住民の被害感情の原因になる場合もあり、こうした捉え方は誤りとはいえない。

だが、行政的なニホンザル問題と同様に、ここでも「言い分」を扱うすべは存在しない。ましてや《様々なサル》に見られる住民の見解の多様性や、地域内での意見の多様性を扱う方法は存在しないことになる。ただし、これも生態学者個人の人格の問題ではなく、ニホンザル問題が構成される言説空間の問題である。

以上から明らかなように、行政的なニホンザル問題の構成や生態学的なニホンザル問題の構成においては地域住民の「言い分」や《様々なサル》への理解が限定的であったり、不可能であったりする。

こうした問題構成のあり方は、政策的な議論を行う際に一体化する場合もある。例えば「下北半島ニホンザル保護管理基本計画」においては、生態学のアクターとしてのサルの重要性と農作物被害や人家侵入の問題に言及しているだけである〔青森県,2000:1〕。もちろん、こうした問題の構成は地域住民の「言い分」を無視することを意図しているわけではなく、「保護管理政策に対して地域内外の理解と賛同を得るために、十分な対話を行う」〔青森県,2000:3〕としている。また、日本の鳥獣行政全体の方向性としても、地域住民に対する説明責任や合意形成の重要性が強調されている〔自然環境研究センター,2000:33-34〕。だが、ここまで見てきた言説空間の不整合を見る限り、説明と対話による合意形成に対して過度の期待を持つべきではないだろう¹²⁾。

5. まとめ

自然保護をめぐる課題は様々な次元で多様化しつつある。

従来の自然保護、とりわけ自然保護運動は特定の生物種や自然度の高い地域を対象としていた。こうした特定の自然から保護の対象は生息地を含む生態系へと拡がり、さらには生物多様性そのものへと移行しつつある。また、単に物質レベルにおける量的な問題として保護—保全—破壊という問題を論じるのではなく、質の問題にも注目が集まろうとしている。文化や精神など人間が自然にかかわることから派生する非直接的な利用価値も含めた自然の価値、あるいは自然保護の意味が問われ始めている。つまり、自然との関係を評価する基準が多様化しつつある。その一方で、日本国内では野生鳥獣による被害が深刻化しており、動物の保護と駆除の両方が「過剰」であると問題化されるような状況もある。あるいは里山や水田の再評価に見られるように人間による自然環境への干渉が常に「自然破壊」と見なされるのではなく、「ある程度の攪乱」として肯定的に評価すべきであるという主張も存在する。つまり、自然に対する干渉を排除するという立場から、自然保護は人間の社会経済活動と生態系とのバランスの問題として理解されつつある。

自然保護はこのように対象や基準が多様化し、人間の社会活動と生態系の関係に対する考え方も多様化している。また、課題は単に多様化しているだけではなく、それぞれ多様化している課題相互の関係をめぐって複雑化している。例えば、保護の対象が生物多様性へと移行する場合、生息地の保全などをめぐって対象地域の広がりや考慮すべき行為なども拡大するため、様々な利害関係者が新たに発生することになる。

こうした状況においては、具体的に課題が発生している生態系を含む地域社会における合意形成を優先すべき、あるいは優先せざるを得ない状況も生まれてくる。類似した自然環境であっても、人間の関わり方は多様である可能性があるし、本稿で確認したように実際のところ多様でもある。また、類似した自然環境は存在するとしても、同一の自然環境は存在しない。このことを考慮すると国際社会や国家という単位で普遍的に適用可能な方法は極めて限られていることになる。このため、課題解決を含む意思決定のための基本的な枠組みと

してはローカルな自然とグローバルな自然という二つが存在することになる。地域社会と、国家や地球全体という全体社会とでは自然との関係性・利害関係・当事者性を持つ主体を異にする場合が多いため、地域社会におけるローカルな自然の問題は地域に任せるという原則が機能する場合は存在するだろう。その意味では、問題の性質に応じて問題を論じる場を限定するという原則には一定の合理性がある。

その一方で、こうした多元的現実としての自然が原因となる言説空間の不整合は今後大きな課題になることも予想される。その中でも野生動物に関する課題には独自の問題があり、その中でも有害鳥獣への対応は特に困難である。有害鳥獣の場合、単に価値基準が異なるだけではなく、その評価が逆になる場合が少なくないからである。

野生動物は生息地域においては個別具体的な存在であると同時に、現在の日本社会全体において《自然》や《野生》を象徴する存在でもある。こうした意味では、ローカルな自然—グローバルな自然という枠組みで理解可能な部分は存在する。有害鳥獣の場合にはローカルな自然としては人間社会に被害をもたらす存在であり、グローバルな自然としては学術的・審美的な価値を持つ存在になる。こうした場合、一方の価値基準を優先させることがもう一方の価値基準を排除することになり、いわゆるジレンマ状況が発生する。

だが、こうしたジレンマ状況は問題が構成される過程で発生するものでもある。野生動物による被害が、必然的に否定的なイメージを喚起するわけではない。また仮にそうであるとしても、そのイメージによって、その動物に対する態度が方向づけられてしまうものでもない。むしろ、これらを必然的に結びつくことで理解することによってジレンマ状況が生み出されているとも考えられる。つまり、ローカルな自然とグローバルな自然を論じる言説空間における、価値基準や尺度の取捨選択を明らかにする必要がある。と同時にローカルな自然のあり方を、ある程度客観的に明らかにする必要もあるだろう。

いずれにせよ、こうしたジレンマは話し合いによって解決するという単純な問題ではない。だが「話し合い」という言説空間の競合が存在しない限り、課題の所在すら明らかにならないということも、また事実である。

〈注〉

- (1) 獣害対策の一つの方法で、一時捕獲したサルに対して、マスタートスプレーや電気ショックによる刺激を与え、人間そのものや人間の生活圏への恐怖心や警戒心を学習させた上で、放獣する。地域住民自身が「お仕置き」を行うこともある。クマなどを対象として行われることもあり、個体や生物種の学習能力によっては高い効果を得ることが可能である。
- (2) 『野生動物問題』[羽山, 2001]に倣った造語。羽山は野生動物の保護と防除を両立する際に発生する一連の問題群を総称している。生態学的にはここ10年～20年で注目を集めるようになった問題だが、鳥獣保護法改定や特定鳥獣保護管理計画の策定とも関連して、社会科学的な視点から取り組むべき課題も発生している。本稿ではニホンザルの保護管理には文化的価値の多様性や地域差など独自の困難さが存在するという立場から「ニホンザル問題」という用語を用いている。
- (3) 前者の代表例としては嘉田 [1995] が、後者の代表例としては鳥越 [1997] を参照。この二つの立場を統合的に扱ったのものとしては嘉田 [2002] が興味深い。
- (4) 例えば、長谷川 [1996]、三浦 [1995]、井上 [2001] などが批判的な問題提起を行っている。こうした批判や想定される批判に対する反論も行われている [鳥越, 1997:45]。
- (5) 生活環境主義の思想負荷性については鳥越 [1984] が明らかにしている。また、生活環境主義への批判が困難であることは、以下のようにも説明可能であろう。例えば「〇〇の視点が不足している」という分析に関する批判に対しては、規範としての反論が可能である。その一方で、規範論による反論は究極的には立場性の問題であるため、回収することが困難である。また、個々の事例における分析と主張に関しては批判が可能であるとしても、それは個別の研究に対する批判に過ぎず、生活環境主義に包摂されることはあっても批判とはならない。ただし、規範概念と分析概念の一体性については、生活環境主義の特長でもあり、基本的には筆者もこの立場は理解している。
- (6) 鳥越は集団的意思決定（あるいは不決定）を想定しており、直感と論理の優先度と集団による行為の拘束力に応じて5つの類型を提示している [鳥越, 1989:37-38]。
- (7) 松田によえるイデオロムの定義は、「他者を説得するときに他者も相手がそれを用いるであろうことを想像することができ、加えて自分が納得するとしてもそれが第三者からも、そして自分自身によっても認知されることが可能な言説」[松田, 1989:115] である。
- (8) データは、青森県脇野沢村住民30名を対象とした聞き取り（2001年10月に実施）をもとに構成した。住民への聞き取りを概要としてまとめたものに対して、聞き取りを行わなかった複数の学生が経済的利害・心理的利害それぞれについて7段階の尺度で評価し（関わりの多寡については5段階）、一致度の高い値を採用している。こうした

手法は心理学分野ではよく行われているが、数値の信頼性については一定の留保が必要である。また、質問紙調査などによる実証を目的とした調査研究を現在計画している。

- (9) 本稿で紹介しているものはA氏（70代男性・地元出身）、B氏（50代女性・在村年数約20年）、C氏（40代女性・在村年数約20年）の3名である。それぞれ引用部分の後に誰の語りであるかを表記した。語りの内容は可能な限り再現し、読者の理解が困難であると思われる部分については、カッコ内に適宜標準語を掲載した。
- (10) こう考えられるのは、例えばA氏の語りにある。彼は他の住民に対する聞き取りの場にも遭遇し、その時には明快にサルを訴えていたが、翌日に行われた彼への聞き取りの場では様々な迷いを提示している。また、「サルを殺せますか」という問いに対する「人間と一つだから…」という自分自身の発言をきっかけに、自らの子ども時代におけるサルとの関係について語り始めたのである。もちろん、この事後的に形成される体験知の詳細についてはエスノメソドロジーの手法なども踏まえた上で、会話全体を分析する必要があると考えている。
- (11) これらに加えてメディアの存在を指摘することも可能であるが、言説空間の質という点では行政や生態学者の視点に基づくものが大半である。これらの視点による問題構成の普遍化という点ではメディアの影響は無視できないが、下北半島におけるニホンザル問題を見る限りでは独自の言説空間を構成しているとは言い難い。愛護的な動物観の普及に関してはメディアの影響は大きいですが、これについては機を改めて議論したい。
- (12) 例えば鳥越 [1997:43-44] が指摘するように、言語ゲーム（規則）が異なるために、表面的には話し合いが行われていても、実際には自分のグループの同席者にしか話が通じない場合がある。こうした場合、話し合いは言説空間の矛盾を再生産（場合によっては強化）するだけになってしまう。鳥越の指摘は、地域社会内部における話し合いに関するものであるが、相互に異質な言説空間を持つ主体による話し合いの場では常に起こりうる問題である。

〈参考文献〉

- 青森県 2000 『下北半島ニホンザル保護管理基本計画』。
- 長谷川公一 1996 「書評—嘉田由紀子著『生活世界の環境学』」『ソシオロジ』41-2: 128-131。
- 羽山伸一 2001 『野生動物問題』地人書館。
- 井上孝夫 2001 『現代環境問題論——理論と方法の再定置のために』東信堂。

- 磯山隆幸 2001 「脇野沢牛ノ首物語り」9、東奥日報8月24日朝刊。
- 伊沢紘生編 1984 「下北のサル」どうぶつ社。
- 嘉田由紀子 1986 「環境史と日常生活論——地域社会学から環境問題への新接近」『社会学評論』37-3:369-377。(再録:1995「環境史研究と生活者の視点」『生活世界の環境学』農文協,117-135。)
- 1995 「生活世界の環境学」農文協。
- 2002 「環境学入門9 環境社会学」岩波書店。
- 丸山康司 1997 「『自然保護』再考——青森県脇野沢村における《北限のサル》と《山猿》」『環境社会学研究』3:149-164。
- 1999 「獣害問題の環境史」『ライブラリ相関社会科学6 歴史と環境』未来社、245-267。
- 松田素二 1989 「必然から便宜へ——生活環境主義の認識論」鳥越皓之編『環境問題の社会理論』御茶ノ水書房、94-133。
- 三戸幸久・渡邊邦夫 1999 「人とサルの社会史」東海大学出版会。
- 三浦耕吉郎 1995 「環境の定義と規範化の力——奈良県の食肉流通センター建設問題と環境表象の生成」『社会学評論』4-45:71-78。
- 桜井 厚 1984 「川と水道——水と社会の変動」鳥越・嘉田編『水と人の環境史』御茶の水書房、164-205。
- 自然環境研究センター 2000、「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル(ニホンザル編)」。
- 高橋金三 1982 「共存の原点を考える」『モンキー』183:16-18。
- 鳥越皓之 1984 「方法としての環境史」鳥越・嘉田編『水と人の環境史』御茶の水書房、321-341。
- 1997 「環境社会学の理論と実践」有斐閣。
- 鳥越皓之編 1989 「環境問題の社会理論」御茶の水書房。
- 鳥越皓之・嘉田由紀子編 1984 「水と人の環境史」御茶の水書房。

(まるやま やすし/青森大学)